金沢市公報

号外第１９号の３
令和２年（2020年）12月28日
〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金沢市役所

◎　目　　次

ページ
●監査公表
○監査公表（第17号）　　　　　（監査事務局）　１

監　査　公　表

◉金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第１項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第５項の規定により、金沢市監査基準（令和２年監査公表第３号）に準拠し実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和２年12月28日

金沢市監査委員　林　充男
金沢市監査委員　中村　哲郎
金沢市監査委員　高岩　勝人
金沢市監査委員　清水　邦彦

収監査第48号
令和２年12月25日
（2020年）

碇山　洋様
柴田　あかね様
木綿　隆弘様
澤　桂子様
直江　俊一様
中野　真紀子様
中谷　裕也様

金沢市監査委員　林　充男
金沢市監査委員　中村　哲郎
金沢市監査委員　高岩　勝人
金沢市監査委員　清水　邦彦

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和２年11月２日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第５項の規定により、金沢市監査基準（令和２年監査公表第３号）に準拠し監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第１　請求の受付

１　請求人

金沢市額谷３丁目19番地　ヴィラージュ102号　碇山　洋
金沢市牧山町ホ６番地　柴田　あかね
金沢市泉本町１丁目123番地　木綿　隆弘

金沢市小立野１丁目５番１号　小立野センチュリー406号　澤　　桂　子
金沢市旭町１丁目５番28号　直　江　俊　一
金沢市田上本町３丁目133番地１　中　野　真紀子
金沢市光が丘２丁目180番地　中　谷　裕　也

２　請求書の提出日

令和２年11月２日

３　請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第１のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

⑴　請求人の主張要旨（原文の主旨から引用）

ア　金沢市公営企業管理者は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき金沢市ガス事業・発電事業を株式会社に譲渡するとして、それを進めるための総合的アドバイザリー業務（以下「本件委託業務」という。）について、令和２年５月29日にＰｗＣアドバイザリー合同会社と契約額１億9,999万8,280円で業務委託契約を締結した（期間は令和４年３月31日まで）。

しかしながら、本契約は、まず、その業務が推進しようとする金沢市ガス事業・発電事業の一括株式会社譲渡について、次の問題がある。（１）両事業の株式会社への一括譲渡は、両事業の将来について、公共性・公益性の観点から議論を尽くした上での結論となっておらず、検討すべき多くの論点を残したまま出発している。（２）その方針の検討・決定があまりに性急なばかりか、パブリックコメントの結果を示した「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について　パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方（回答)」は市民から提出された意見をねじ曲げ恣意的に作成された。そのようなものを議会で基本方針を説明する際に用いており、金沢市の進め方は大変不誠実である。そして、このように内容と手続、両方で問題がある株式会社譲渡を進めるための本契約自体も、（３）コロナ禍の下強行された選考過程が公平公正な公募といいうるか、契約金額もそうした競争的な公募の結果といいうるか大いに疑念をもたれるものである。

イ　対象となった金沢市ガス事業・発電事業両事業は、ともに安定した経常利益（ガス事業８億5,755万円、発電事業２億7,000万円）をあげ、およそ百年の長きにわたり市民の共有財産であった。

しかしながら、基本方針の根拠とされた、金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）の答申（以下「答申」という。）は、ほとんどの関心を経営の柔軟性と民営化に向け、両事業の優良性を軽視するとともに、現代の社会経済情勢と環境問題をふまえたエネルギー事業の検討として十分踏み込んだものとならなかった。その結果、公共性・公益性に関わる重要な論点が示されておらず、市長や議会、市民が企業局の将来を考える際の視点や情報としてあまりに不十分なものである。

ウ　あり方検討委員会の設置から基本方針の決定、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」の発表は、わずか１年３か月程度しかかけておらず、現在も、議会において多くの疑問点があげられ、一方、市民には充分な情報提供がなされていない。

とりわけ問題なのは、令和２年３月の議会において基本方針を説明する際に、市民の理解を得ている根拠として用いられたパブリックコメントの意見収集の方法と整理集計の仕方である。特に、整理集計方法には重大な瑕疵がある。パブリックコメントの結果として議会や金沢市のホームページに示された「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討についてパブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方（回答)」は、寄せられた意見を恣意的に分類して株式会社譲渡への反対が少なく、多くは疑問を持たないか賛同しているかのように誘導した虚偽の資料である。これも、議会や市民の判断を左右する重要な資料であり、それが恣意的誘導的な方法で作成されたことは看過できない問題である。

エ　さらに、総合的アドバイザリー業務の委託先選定に当たっては、コロナ禍の下で極めて性急に進められ、公募の形態をとりながらＰｗＣアドバイザリー合同会社と他社が同等の条件で競争できたとは言いがたく、その落札価額も根拠が明確でなく、公平・公正な公募による適正価格と言えるか、疑問を持たざるを得ない。

⑵　措置要求の要旨

総合的アドバイザリー業務委託契約締結は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」実施のために行われたものであるが、そもそもの株式会社への事業譲渡という方針が、上述の（１）（２）のように、その公共的妥当性に多大な疑問を残し、方針決定の際の手続き的正当性についても強く疑念を抱かせるものである。そして、業務委託先選定手続きは、（３）のように、公平・公正な公募としての条件を欠き、その高額の業務委

託費の支出は、内容の適正性に関わる説明がなく、本契約の妥当性に疑念を生じさせるものである。

以上の点から、ＰｗＣアドバイザリー合同会社との業務委託契約（以下第２まで「本件業務委託契約」という。）に基づき令和２年度末に予定されている公金支出を停止するよう請求する。

〔請求人から提出された事実を証する書面〕

⑴　別紙１　「金沢市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について（答申）」の答申書（写）・答申書別紙（写）

⑵　別紙２　『金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針 令和２年３月 金沢市』

⑶　別紙３　金沢市企業局ホームページ＞ガス・発電事業の譲渡について＞金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会の概要

⑷　別紙４　2019（令和元）年６月10日第１回検討委員会議事録の佐無田委員発言７頁

⑸　別紙５　2019（令和元）年６月10日第１回検討委員会資料　金沢市ガス事業の概要６頁

⑹　別紙６　2019（令和元）年６月10日第１回検討委員会資料　金沢市発電事業の概要５頁

⑺　別紙７　2019（令和元）年７月16日第２回検討委員会議事録の高橋委員長発言と委員の応答４～５頁

⑻　別紙８　2019（令和元）年８月28日第３回委員会議事録の佐無田委員発言２～５頁

⑼　別紙９　2019（令和元）年８月28日第３回委員会資料４

⑽　別紙10　『金沢市企業局経営戦略2016』表紙、１頁～２頁、７頁、奥付

⑾　別紙11　金沢市企業局のホームページ＞施設のひみつ＞発電

⑿　別紙12　『金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項　令和２年10月 金沢市』表紙、１～４頁

⒀　別紙13　金沢市企業局ホームページ＞ガス・発電事業の譲渡について

⒁　別紙14　金沢市企業局ホームページ＞事業譲渡についてのお知らせ＞ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討にかかるパブリックコメントの実施について

⒂　別紙15　金沢市ホームページ＞パブリックコメント＞パブリックコメント手続（意見公募手続）案件一覧＞意見公募案件 令和元年度第４回 公募案件の詳細

⒃　別紙16　パブリックコメントを実施する際の資料「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について」

⒄　別紙17　パブリックコメントの意見記入用紙

⒅　別紙18　金沢市によるパブリックコメントのまとめ「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方」

⒆　別紙19　「企業局が民営化するってさ」・ガス事業・発電事業のあり方を考える市民の会「意図的な誤読による民意改ざん？…都市化思えないような事例が続々と」

⒇　別紙20　金沢市が「不明・意見なし等」とした提出意見に対する「企業局が民営化するってさ」による分類

(21)　別紙21　金沢市が「不明・意見なし等」とした提出意見の写し

(22)　別紙22　2019（令和元）年11月７日市議会建設企業常任委員会記録

(23)　別紙23　2020（令和２）年２月12日市議会建設企業常任委員会記録

(24)　別紙24　金沢市企業局ホームページ＞ガス・発電事業の譲渡について＞金沢市ガス事業・発電事業譲渡アドバイザリー業務について

(25)　別紙25　・2017年３月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「平成28年度金沢市ガス事業長期戦略研究調査業務委託報告書Ｄｒａｆｔ」表紙

・2017年10月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「ガス事業ＰＥＳＴ分析報告書」Ｄｒａｆｔ表紙

・2017年10月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「金沢市ガス事業他社分析報告書」Ｄｒａｆｔ表紙

・2017年11月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「金沢市ガス事業自社分析報告書」Ｄｒａｆｔ表紙

(26)　別紙26　・2018（平成30）年11月30日付け「委託業務結果報告書」

・2018年11月付ＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「金沢市

ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料　ガス事業編」表紙
・2018年11月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料　発電事業編」表紙
⑵7 別紙27　ＰｗＣアドバイザリー合同会社との委託契約書
⑵8 別紙28　2020（令和２）年度金沢市当初予算より「９．企業局部門」(283頁)
⑵9 別紙29　2020（令和２）年２月27日付け「2020年度当初予算案から ガス・発電事業譲渡へ準備室 金沢市、コンサル料は２億円」北國新聞記事
⑶0 別紙30　・仙台市のガス事業民営化に関する仙台市議への照会に対するメールでの回答
・同2020（令和２）年度仙台市アドバイザリー業務委託契約の内容についての回答
⑶1 別紙31　「仙台市ガス事業の概要　仙台市ガス局　令和元年７月22日」より９～11頁
(https://www.gas.city.sendai.jp/top/privatization/uploads/06_gaiyou.pdf)
⑶2 別紙32　令和元年度（2019年度）仙台市ガス事業固定資産
⑶3 別紙33　「令和元年度 金沢市事業貸借対照表（令和２年３月31日）」
⑶4 別紙34　『仙台市ガス事業の概要　2019』３頁（｢都市ガスの製造と供給｣）
（仙台市ガス局のホームページ＞仙台市ガス局について＞仙台ガス事業の概要2019）
⑶5 別紙　参考１　中山琢夫「No.171 公営ガス・発電事業の民間譲渡問題」（京都大学経済学研究科 再生可能エネルギー経済学講座のホームページ＞コラム一覧＞No.171 公営ガス・発電事業の民間譲渡問題）
⑶6 別紙　参考２　自然エネルギー財団『地域エネルギー政策に関する提言―自然エネルギーを地域から拡大するために―』表紙と「提言のポイント」、17頁
⑶7 別紙　参考３　環境省中央環境審議会地球環境部会『長期低炭素ビジョン参考資料集』(2017年３月）79頁（地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の観点）
(https://www.env.go.jp/press/103822/105478.pdf)
⑶8 別紙 参考４　英語版 ＷＩＫＩＰＥＤＩＡ の Stadtwerke München

（注）これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

４　請求書の要件審査

令和２年11月２日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下第２まで「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月25日に受理した。

第２　監査の実施

１　監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、請求人が違法又は不当な契約であるとした本件業務委託契約が違法又は不当な契約に当たるか、違法又は不当な公金の支出が行われているか、損害が発生するものであるかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、企業局経営企画部経営企画課及びガス・発電事業譲渡準備室とした。

２　請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、法第242条第７項の規定に基づき、令和２年12月３日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、請求を補足する次のような趣旨の陳述があった。

⑴　「ガス事業・発電事業の株式会社譲渡方針決定過程及びパブリックコメントにおける瑕疵・問題点」について

ア　金沢市が株式会社の譲渡方針を決定していく過程はあまりに性急であった。

企業局は、平成28年３月、ガス・水道・発電等の事業を担う総合ライフライン事業者として、10年という長期のスパンで健全な経営を維持発展させていくために『金沢市企業局経営戦略2016』を策定している。その３年後の令和元年６月に、電力やガスの自由化の進展を理由にあり方検討委員会を立ち上げた。電力の小売全面自由化は平成28年、都市ガスの小売自由化は平成29年からだが、エネルギー市場の自由化は以前から継続して議論されており、平成28年の長期計画策定段階ですでに前提とされていた。したがって自由化を理由にあり方検討委員会を設置したのは、企業局の『戦略』を転換する充分な理由とは言えない。

その上、あり方検討委員会は約３か月、実質３回の審議で、昨年10月、両事業を株式会社へ譲渡すること

が適当であるとする答申を出した。あまりにも急激・唐突な転換が示されたが、それも答申書１枚と答申書別紙１枚のみである。他の自治体の類似する検討委員会の報告書を見たが、かなりなボリュームで、紙１～２枚などというものではなかった。

そして今年３月には、この答申に基づいて基本方針が策定され、議会に示され、10月から両事業を継承する民間事業者の選定手続が進められている。

イ　金沢市は、この両事業譲渡の案について市民に直接意見を求めるパブリックコメントを実施したが、意見収集、整理集計等に重大な瑕疵と問題がある。

意見収集に際しては、金沢市ガス利用者と関連業者のみ直接郵送で意見収集を図ったが、それ以外の市民にはウェブサイトに記載があるのみであった。この結果、郵送で告知された者とされなかった者との間に意見表明の機会の不公平が生じた。これは、市民に広く公平な意見表明の機会を提供しなかった点で、重大な瑕疵と言える。

そして、このパブリックコメントの回答を整理集計する際に、市民の意見のあり方を歪曲して示す操作が行われた。

そもそもこのパブリックコメントは、「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について」とする一枚紙に対し、意見記入用紙にご意見の記述を求めるもので、単純な賛否を問うものではなかった。

ところが、回答の整理集計においては、「検討案推進」、「公営維持」、「不明・意見なし等」という三つの枠組みを設け、意見を提出した701名を、「検討案推進」259名、「公営維持」179名、「不明・意見なし等」263名に分類してしまった。

賛否を問うたかのように、単純な形でまとめたことそれ自体が重大な瑕疵である。

その上、三つに分類する際に、意見提出者の意思とは異なるものに分類する操作が行われた。市民グループ「企業局が民営化するってさ」が分類を精査したところ、「不明・意見なし等」の中には多数の反対、懸念、疑問の表明が見られるばかりか、「検討案推進」とされた中にも反対や疑問が述べられていた。さらに重大な問題は、ガス事業、発電事業の譲渡の一方のみに反対と記した意見を「不明・意見なし等」に分類したことである。このような分類は株式会社への譲渡に対する反対を含む多様な意見を見えなくするものである。

令和２年２月12日の金沢市議会建設企業常任委員会において、「意見の大要をわかりやすく把握するため意見者の状況をまとめたところ、検討案の推進を求める人が公営維持を求める人よりも多い状況となっている」と説明しているが、このような恣意的なやり方で作成した資料を用いたことは、議会をミスリードする極めて悪質な行為である。

民意を反映させる目的のパブリックコメントを、このように歪曲して用い、本年３月に金沢市として基本方針を確定し、同月、金沢市議会において両事業譲渡準備のための関連予算が承認された。本件請求が支払をしないよう求めているのは、その一環として、令和２年４月、５月にアドバイザリー業務委託先を選定し契約を締結したことによる支払である。

(2)　本件業務委託契約の不当性について

今回の公募は形式にすぎず、そもそもＰｗＣアドバイザリー合同会社の選定を予定していたのではないかと思わせる次のような疑念がある。

金沢市は、ガス事業及び発電事業の円滑な譲渡を実現するための総合的アドバイザリー業務を行う業者を、公募型プロポーザルによって選定するとして、コロナ禍の令和２年４月１日に実施要領を公表し、企画提案書の提出まで１か月強、審査結果の通知まで約１か月半という極めて短期間に選定を強行した。しかし、この時期はあらゆる社会活動が著しく制限されていた。応募がわずかに３社にとどまったのも、多数の企業が参加する条件が整っていなかったことを示しているのではないか。

また、ＰｗＣアドバイザリー合同会社は、少なくとも2017年から両事業に関して各種の調査研究や報告書作成を請負っている。つまり、他社に比べて、本市ガス事業・発電事業に関する情報を十分に手に入れ全体像に精通している。このような同社が、本公募において特別な地位にあることは明らかである。

それに加えて、ヒアリングの翌日に審査結果の通知が行われるという、通常の手続ではおよそ考えられないような日程であった。これら、コロナ禍の下での性急で強引な公募実施、選定されたＰｗＣアドバイザリー合同会社の特別な地位、通常考えられない短期間での結果通知は、選定過程の公募としての実質に疑いの念を抱かせるものである。

このことから契約金額の妥当性についても疑問が湧く。落札されたアドバイザリー委託業務費は、予算として計上された２億円のほぼ上限に達する額であった。この額を仙台市のアドバイザリー業務委託契約額と比較すると、金沢市の方が２割ほど高額である。契約金額の根拠に関わる情報が示されていない現在、選定過程の競争的公募としての実質が疑わしいことから、金額の妥当性に大いに疑念をもつものである。

⑶　答申の問題点

あり方検討委員会の議論と結論は、公共性・公益性の観点から自治体のエネルギー政策とエネルギー事業発展の課題、意義、可能性を検討するという点において、まったく不十分であった。

答申は公営企業法による制約を強調し、公営企業の役割の希薄化と公営企業としての経営継続の困難を主張した。そして、目的を明示することなく、経営の柔軟性を重視して、ガス事業・発電事業の一括事業譲渡を結論とした。

もっとも、あり方検討委員会内では、自治体エネルギー政策の重要性、そして公企業の新しい役割や可能性を視野に入れるべきとする佐無田委員の発言がくり返しあった。にもかかわらず、これらについて議論を深めることはなされなかった。

両事業は、ともに安定した経常利益を上げており、およそ百年の長きにわたり市民の共有財産として地域エネルギーシステムの一端を担ってきた。特に金沢市の水力発電は、地方公営企業として全国で唯一の市営事業である。

両事業の将来を検討するに当たって、あり方検討委員会は、エネルギー自由化の動向と地域需要の動向に視野を限定してしまった。そうではなくて、温暖化、資源問題、自治体エネルギー政策や公営企業の動向、住民福祉に関わる課題といった公共性・公益性に関わる多面的な側面を含めて検討を行うべきであった。

もちろん、今日の自治体のエネルギー事業は、電力不足の解消と産業振興のために自治体がエネルギー供給に乗り出したかつてのようなものが求められているのではない。新しい状況における新しい政策上の課題があるのである。

それは、深刻さを深める地球温暖化問題と資源問題である。

地球温暖化は、国連が「気候危機」という表現をとるほどの事態である。既に危機は始まっており、今後、極端な気象現象が頻発し、多くの種の絶滅、食料危機気象災害の大規模化などが起こると予測されている。また、枯渇性資源の多くが生産の限界に達しつつある。資源の品位低下が進み価格の上昇や乱高下が起こるようになっており、資源消費に関わる制約も直面している課題である。

このようなことから、国連や国際的な産業界を代表する人々の会議において「脱炭素化」「脱物質化」をキーワードに、化石燃料や枯渇性資源への依存を脱した経済への転換が議論され、目指されるようになっている。

この課題は待ったなしだが、住民福祉と調整しながら進めるには、自治体のエネルギー政策が不可欠である。エネルギー消費の減少と再生可能エネルギーの転換を進め、地域のエネルギーシステムの再構築を加速しながら、市民の生活の質の向上に配慮し、かつ、地域付加価値形成に資するように、自治体の政策をデザインしていくことが求められている。

「請求理由の詳細」で記載した２）～５）の指摘は、このような観点に基づいて答申が示すべきであった検討内容を整理したものである。

まず、「２）水力発電事業の将来的優良性について」で指摘したのは、企業局の水力発電事業が、温暖化対策の「脱炭素化」の流れの中で市の先進的看板事業ともなり得ること、また、電力自由化とともに温暖化対策の高まりを考慮すれば販売先を競わせ「環境価値」というプレミアムを上乗せして販売できる電力だという点である。市の再生可能エネルギー事業展開を牽引していく可能性をもつ水力発電部門を、何故みすみす手放すのか。

「３）株式会社化の際の市の出資比率について」では、公共性・公益性という目的の視点が弱く、その結果、株式会社化の目的があいまいになり、必然的に出資比率も歯止めがなくなってしまった答申の問題点を指摘した。

あり方検討委員会は、自治体エネルギー政策の今日的課題と意義を整理しなかった。10月６日に公開された「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」では、事業譲渡における金沢市の出資比率を３％以上10％未満とするとしたが、このように低い数値となったことは、答申と基本方針が公的関与の意義と効果を明らかにしていないことの反映である。

株式会社化を提案するとしても、市の公共政策上の目的に応じて取得すべき株式の割合は異なる。たとえば、

再生可能エネルギー事業の発展やエネルギー供給の安全性・安定性確保、そして地産地消のために、金沢市が100％出資して「自治体エネルギー公社」などへと変身する道も考えられる。その可能性が無視されたままでいいのか。

「４）自治体エネルギー政策と地域経済・地域生活について」と「５）深刻化する地球温暖化問題と自治体エネルギー政策・公企業の役割について」では、答申に欠落している自治体エネルギー政策の今日的意義について述べた。

４）で取りあげたのは、地域付加価値形成の効果等、自治体再生可能エネルギー政策の役割である。

エネルギーは多くの地域経済において移入型の財であり大量の所得流出を招いている。多くの地方自治体は、地域資源を活用した再生可能電力等で地域のエネルギーを代替するだけでなく、これを移出財とすることが可能である。金沢市の場合は、市内で生産し地産地消するだけでなく、近隣から移入することで近隣自治体の再生可能エネルギー転換を牽引する役割を担うことになると思うが、どちらにしても地域経済を大きく変える働きがある。

また、自治体エネルギー政策として、再生可能エネルギー発電所等の認可に際し住民出資を条件としたり、地元企業や住民主導の建設を推進するために支援したりする例が知られている。これらの政策は、住民の所得や地域企業の利潤、自治体への税収を確実なものとする地域付加価値形成の視点に立って、技術・知識の蓄積を確実なものとしつつ、景観問題等による住民とのトラブルを抑制するよう工夫しているのである。

５）に関わって、答申と基本方針が地方公営企業では地産地消が困難とした点について意見を述べ、公営企業の役割を強調しておく。

金沢市が現在のままであれば、「電力小売全面自由化のもとで地方公営企業の卸供給を継続するだけでは再生可能エネルギー電力の地産地消の実現は困難である」というのは、事実である。しかし、自治体エネルギー政策を展開すれば、自治体による水力発電を地産地消に繋げることが可能となる。

公共政策として再生可能エネルギーの地産地消を進めるのであれば、そのための地域エネルギーシステムをデザインしなければならない。新たなエネルギーシステムの中での企業局発電部門の位置づけはいくつか考えられる。たとえば自治体として小売部門を別において企業局から卸電力を買上げる形、また、先ほども触れた企業局のエネルギー部門を株式会社に変えて「自治体エネルギー公社」や「自治体新電力」として市民に電力小売を行う形である。こうした可能性に言及しない答申や基本方針は、事実誤認か悪質な誘導である。

あり方検討委員会と答申のガス事業に関わる検討も、不十分なものであった。その点を指摘したのが「１）ガス事業民間譲渡にかかわる問題点について」である。

ガス小売は自由化されたが、金沢市の場合、都市ガス小売への競争的参入が簡単に進む状況にはない。そのため、民間譲渡によってガス供給の地域独占体が形成される可能性が高く、市民生活の維持が困難になる場合が想定される。この点を検討していないのは大きな問題である。

鉄道で経験しているように、不採算部門の切捨ては実際に起こっている。家庭による需要が減少傾向にあることを考えると、現在供給している範囲全体の安定供給が独占体によって保障されるか大いに疑問である。

また、請求書には記載しなかったが、温暖化対策との関わりでいえば都市ガスは再生可能エネルギーの転換を図っていくべきエネルギー源である。市民の減少する需要に対し一定期間安定供給を行いながら、再生可能エネルギーへの転換をスムーズに進めるようなことは、自治体による公共政策抜きには不可能なのではないか。

最後に５）と「６）自治体の地域運営と市民生活等との関わりにおける意義や可能性」で述べた他部門経営型の公営企業としての将来像について述べておく。

『金沢市企業局経営戦略2016』は、公共サービスの総合ライフラインとしての位置付けを明示していたが、今回の答申はこのような視点を完全に欠落させてしまった。

請求書で述べた「範囲の経済」の視点は、自治体等が地域を経営する際に実践され、注目を集めるようになっている。「範囲の経済」は、公営企業で言えば、公共サービスの提供に際し多部門経営をとることで、収益性の高い部門が低い部門を支え住民サービスの向上を図る視点である。５）で紹介したドイツのシュタットベルケも、エネルギー部門で稼ぎ交通などの赤字部門を支えて、公営企業経営の全体としての安定と住民福祉向上を実現している。

こうした新しい公営企業のあり方を議論することなく、企業局の解体再編に話を短絡させてはならなかったのではないか。現段階において優良なエネルギー部門を切り売りすることは、市民の共有財産の一つを失うだけでなく、金沢市企業局が多部門経営型の総合地方公営企業として発展する道を閉ざすものである。

あり方検討委員会において、自治体エネルギー政策の重要性が共通理解となっていなかったことは議事録からわかる。意見が一様とならなかったからこそ、答申には、企業局や両事業に対する複数の考え方を列挙し、それぞれが前提とする情勢や課題、政策目的、そして手段を整理して示すべきであった。今回の答申は、現代の公共的課題を無視して、「答申書」「答申書別紙」のたった２枚で結論づけた。進行中の事業譲渡は、温暖化政策実施に当たり金沢市が有する優位性を損ない、発展可能性を狭めるものである。十分な検討なく進められている株式会社への譲渡を中止し、両事業の将来について、時間をかけて多面的に検討し直すべきである。

本件業務委託契約は、このように問題の多い方針を性急に進めるために、パブリックコメントなどの手続において瑕疵があり、公募の実質が疑わしいやり方で結ばれた契約である。この契約に基づき2020年度末に予定されている公金支出を停止するよう請求する。

⑷　パブリックコメントについて（補足）

令和元年11月に突然郵送されてきたパブリックコメントは、詳しい説明も表記されておらず、金沢市のガスと発電両事業の事業譲渡に関する意見を聞く内容であり、税金を使ってのパブリックコメント事業であるにもかかわらず、金沢市ガス利用者のみが対象という公平性を欠くものであった。

また、集計についても、譲渡への賛否を問うものではなかったのに、譲渡推進へと恣意的に誘導し、特に発電、ガス、一方だけについての意見の場合を、「意見なし・不明」としたことは不条理であるし、市民に対して非常に不誠実である。

そのように、市民の正しい声とは言えない集計結果が、譲渡方針を決定する際の重要な根拠として議会に報告され、市民の大事な財産が譲渡されようとしている。

⑸　譲渡方針決定過程について（補足）

2016年に金沢市企業局が作成した将来計画というものを、私たちは見ている。その様子を見ると、金沢市の事業は、経営が良好な状態にある。

現在譲渡という方向へ行っているが、将来計画を決めていたわけであるから、それを変更するのであれば、まず事業の現状評価から始めるべきであると考える。

ところがそれをやらずに、企業売買、Ｍ＆Ａのための財務調査を専門とするＰｗＣアドバイザリー合同会社に作成依頼した資料だけを対象に、議会等で検討審議を行ってきた。非常に理解のできないところである。

結局、2016年の計画で、現在まで来ているし、企業局の事業の本当にどういう問題があるのか、何が課題かということをしっかり検討すべき前提なしに、譲渡方針のための資料を作り、専らそれについて、いろんな委員会あるいは金沢市議会等で検討が行われてきたということは、事業譲渡への理由がたたない。

委員会、金沢市議会における検討作業をやり直すべきである。

したがって、ＰｗＣアドバイザリー合同会社への支払も猶予を求める。

３　関係職員の陳述の聴取

令和２年12月３日に経営企画課長及びガス・発電事業譲渡準備室長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

⑴　あり方検討委員会の答申について

あり方検討委員会は、学識経験者に加え、地域団体や消費者団体、経済団体の代表者等８人の委員で構成し、電力・ガスの制度改革の状況や、金沢市ガス事業・発電事業の事業状況等を踏まえ、地方公営企業として事業を行う今日的意義は何か、市民にとって最も有益な経営形態とは何か、の二つを論点とすることとし、審議を行ったところである。

審議においては、本市事業の収益構造や将来の経営見通し、地方公営企業という経営形態の特徴、コンセッションや地方独立行政法人等の経営形態の選択肢、市民サービス、再生可能エネルギーの地産地消など様々な観点について議論が行われ、令和元年10月に「金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて株式会社に事業譲渡することが適当である」との答申がなされたところである。

答申の理由の中では、市民に対しエネルギー自由化によるメリットを供与する必要性、及び人口減少や地球温暖化対策の進展等の中で、事業の持続可能性を確保する必要性が指摘された上で、株式会社で両事業を一体運営することにより、事業環境変化への柔軟な対応やサービス多様化を通して、市民サービスの向上や、ガス事業の営業力強化、再生可能エネルギーの地産地消等を実現することが可能となることが挙げられているところである。

以上のように、あり方検討委員会は、金沢市のガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方を調査・審

議することを目的として、中長期的な事業環境の変化を見据え、多様な観点から真摯な議論を行い、市民サービスの向上と事業の持続性確保に資する経営形態として、両事業一体での株式会社への譲渡という結論に至ったところである。

このことから、請求人の「あり方検討委員会の議論と結論は、公共性・公益性の観点から自治体のエネルギー政策とエネルギー事業発展の関係性、意義、可能性を検討するという点において、全く不十分であった」という主張については、請求人独自の見解であり、採用する必要性はないと考えている。

また、あり方検討委員会の答申の留意事項の一つに、地域のエネルギーのあり方に対する市の責任が謳われたことから、令和２年３月に策定した基本方針において、ＳＤＧｓの推進等に向けた事業承継者との連携関係の構築を掲げ、さらに、令和２年10月に公表した「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」において、事業譲受会社に対し、本市と、ＳＤＧｓ推進等に向けた包括連携協定を締結することを義務付けているところであり、このことは、脱炭素化の推進等を含む持続的なまちづくりや、地域のエネルギー産業等の振興に資するものと考えており、請求人の「ＳＤＧｓを追求するに際しての金沢市の優位性を損ない発展可能性を狭める」という主張についても、請求人独自の見解であり、採用する必要性はないと考えている。

⑵　譲渡方針の決定過程及びパブリックコメントについて

ア　令和元年10月にあり方検討委員会から答申が出された後、市としての基本方針の策定に向けて、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例（平成17年条例第４号。以下第２まで「条例」という。）に基づき、11月27日から12月26日までの間、ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討案についてパブリックコメントを行い、その後、パブリックコメントの結果やそれまでの金沢市議会での議論等を踏まえ、令和２年２月12日の金沢市議会建設企業常任委員会において、基本方針（骨子案）を報告し、３月16日の金沢市議会建設企業常任委員会において、基本方針の策定を公表した。

イ　パブリックコメントの実施に当たっては、条例の規定に基づき、市政情報コーナー及び経営企画課での関係資料の閲覧や、ホームページへの関係資料の掲載を行ったほか、他の事例と同様に、新聞広報で周知を行い、通常の周知方法に加え、上乗せの方法として、都市ガスや簡易ガスの全ての需要家に対し、ダイレクトメールを送付するなど、幅広く市民の意見を募ったところである。また、パブリックコメントの期間についても、条例の規定に基づき、他の事例と同様、30日間とした。

この結果、701人の方から意見提出があり、その中には、複数の項目について述べられているものもあったことから、内容により細分化を行った結果、意見数は、延べ 1,463件となったところである。頂いた意見の件数が多いことや内容が多岐にわたることから、個々の意見とそれらに対する市の考え方に加え、意見の大要をわかりやすく把握するため、参考として、検討案推進、公営維持等の意見者の状況を、公表したところである。

以上のように、パブリックコメントについては、条例の規定に基づき、適正に実施したところであり、請求人の「瑕疵をおかしている」という主張については、請求人独自の見解であり、採用する必要性はないと考えている。

⑶　公募型プロポーザル方式について

本件委託業務は、本市ガス事業及び発電事業の円滑な譲渡を実現するため、法務・財務・技術等の専門知識の提供、民間事業者公募のための各種資料の作成・公表、事業承継者の選定、事業引継ぎ等に関する一連の支援を実施する総合的アドバイザリー業務を受けることを目的とするものであり、受託者が有する事業譲渡手続全般に関する知識、経験、ノウハウ及び専門職の配置体制等により、履行内容に顕著な差異が現れることとなるため、価格のみによる競争では所期の目的を達成できない業務となっている。このため、「金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱」（平成24年決裁。以下第２まで「実施要綱」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により、委託先を選定した。

委託先の選定に当たっては、公正かつ適正に手続を実施するため、実施要綱に基づき、令和２年３月30日に、学識経験者、公認会計士など５人の委員で構成する「金沢市ガス事業・発電事業譲渡アドバイザー選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、同日に開催した第１回選定委員会において、応募者の資格要件、公募スケジュール、審査方法、応募者の評価基準、契約上限額等について審議を行った。

第１回選定委員会の審議結果に基づき、４月１日に、公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について公告を行い、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡アドバイザリー業務」に関する、公募型プロポーザル実施要領、企画提案書等作成要領、業務仕様書、提出書類様式、及び参考資料として基本方針を公表した。公告の方法に

ついては、実施要綱に基づき、金沢市の他の事例における方法に準じて、企業局における公告文の掲示及び企業局ホームページへの掲載により行った。その後、４月13日の参加表明書の提出期限までに、３者から参加表明書の提出があり、いずれも資格要件を充足していることが確認できたため、４月15日に、当該３者に対し、資格確認結果及び提案要請書の通知を行った。

企画提案書の提出期限は５月８日としていたが、４月７日に東京都など１都１府５県を対象区域として発出されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、４月16日に全都道府県の区域に拡大されたことを受け、提案要請書の通知を行った３者に対し、公募スケジュールの変更等について要望があれば、柔軟に対応する旨を知らせた。その結果、いずれの者からも、スケジュール変更等に関する要望はないとの回答を受け、その後の公募手続に、特段の支障がないことを確認したところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を徹底するため、５月14日に実施したヒアリングについては、当初の対面による方法から、インターネットを利用した会議システムによる方法に改めた。その後、５月８日の企画提案書の提出期限までに、提案要請書の通知を行った３者全てから企画提案書の提出があり、５月14日に開催した第２回アドバイザー選定委員会では、企業名を伏した上で、それぞれの委員が、企画提案書の内容に加え、応募者に対するヒアリングの結果を総合的に勘案し、評価基準に定める、実施体制、理解度、課題認識力、提案力、計画性、価格という６つの視点から評価を行った。そして、各委員の得点を単純に合計した総合計得点が最も高い者から順位を付ける方法により審査を行った結果、最も高い得点であったＰｗＣアドバイザリー合同会社が最優秀提案者として特定されたところであり、５月29日に、随意契約の方法により委託契約を締結した。

なお、５月15日に３者に対し審査結果通知を行い、非特定となった２者に対しては、通知日の翌日から起算して７日以内を期限に、非特定理由に関する質問を受け付けたが、２者のいずれからも、質問はなかった。

以上のように、本件委託業務の公募手続は、実施要綱に基づくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大が公募手続きに及ぼす影響についても十分に配慮しながら、慎重かつ適正に執行したと考えている。

⑷　ＰｗＣアドバイザリー合同会社の優位性について

一般的に、ガス事業等の公営事業を譲渡する際に行われる委託業務の内容には、主に、事業譲渡やコンセッション等の民営化手法の検討、法務面や財産面等における現状調査や事業譲渡を行う場合に課題となりうる事実関係の整理等を行うデューデリジェンス、経営環境予測やデューデリジェンス結果等を踏まえた事業価値評価、民間側から譲渡スキームの詳細化等に必要な情報を収集するためのサウンディング、有識者による委員会の運営支援、募集要項や提案要領等の公募資料の作成、優先交渉権者との契約協議の支援、事業引継ぎの支援の８つの事項があるところであるが、本件委託業務においては、令和２年３月に策定した事業譲渡基本方針において、譲渡手法や譲渡条件、スケジュール等の基本的な考え方を定めてあるため、民営化手法の検討を除く、７つの事項を業務内容としている。

令和元年度までに、本市ガス事業及び発電事業に関し、ＰｗＣアドバイザリー合同会社が受託していた業務の内容は、この８つの事項のうち、民営化手法の検討、事業価値評価、サウンディング、委員会運営支援の４つの事項であるが、民営化手法の検討については、本件委託業務の対象外となるため、他の３つの事項について、当該会社が、公募上、競争上有利な地位を得ることが可能かどうか、以下、陳述する。

最初に、事業価値評価については、将来のフリーキャッシュフローを算定して評価するＤＣＦ法や、類似企業の時価総額や利益等の財務指標から算出された倍率によって評価するマルチプル法等、評価手法が広く一般に普及しており、公営事業の譲渡だけでなく、民間企業のいわゆるＭ＆Ａにおいても、同様の手法により評価が行われていることから、特定の応募者が、他の応募者に比べ、競争上有利な地位を得ることが困難な事項となっている。

次に、サウンディングについては、今回のような事業譲渡を含め、いわゆるＰＰＰやＰＦＩにおいては、初期検討の段階から事業化の段階まで、広く一般的に実施されているものであり、公募型プロポーザルにおいて、特定の応募者が、他の応募者に比べ、競争上有利な地位を得ることが困難な事項となっている。

また、委員会運営支援についても、本件委託業務の中で対象としている譲渡先選定委員会と令和元年度のあり方検討委員会とは、そもそも取り扱う審議事項が異なることや、その業務内容も、事務局の指示に基づき、主に会議用資料や議事録の作成を行うものであり、特定の応募者が、他の応募者に比べ、競争上有利な地位を得ることが困難な事項となっている。

その他、本件委託業務の応募者は、企画提案を立案する上で、本市のガス事業及び発電事業の概要、経営状況、譲渡基本方針等を理解する必要があるが、これらに関する、両事業の施設状況、販売内訳や財務状況、あ

り方検討委員会の審議資料や事業譲渡方針等に関する情報は、企業局のホームページや総務省のホームページにおいて公開され、誰もが容易に確認できる状況にあり、これらの資料を読み込めば、提案に必要な分析を行うことが可能となっている。

以上のとおり、本件委託業務の企画提案に当たり、当該会社が、他の応募者に比べ、競争上有利な地位を得ることは困難であり、公募手続は、公平かつ公正に実施したと考えている。

⑸　契約金額について

令和２年度当初予算における予算額については、現計予算が１億4,000万円、債務負担行為限度額が6,000万円、合わせて２億円を計上しているところだが、この金額については、予算編成の過程の中で、複数の業者から見積書を徴収するとともに、他の公営企業が民間譲渡した際の業務内容、委託金額を参考に積算を行ったものである。

仙台市のガス事業に関する民営化推進支援業務委託との契約金額の差異については、主に３点あり、１点目は対象事業の違い、２点目は過去に譲渡手続きを行っているかどうかの違い、３点目は保有するシステムの違いにあると考えている。

１点目の対象事業の違いについては、仙台市はガス事業のみを対象としている一方、金沢市は、ガス事業及び発電事業の２事業であること、さらには、水道事業等との共有資産もあることで状況が異なっている。財産に関するデューデリジェンスにおいては、固定資産の現状調査、台帳や図面との整合性の確認、権利関係の確認、事業譲渡における課題の検討等を行うところだが、事業ごとの特徴を捉えて行うことが必要なことや、共有資産の責任分界点の確認等、仙台市には無い対応をとる必要がある。

２点目の過去の譲渡手続について、仙台市のガス事業においては、平成20年には、急激な経済情勢の変化等により、応募事業者から辞退届が提出され、公募手続を中止したが、事業譲渡に向けた公募を実施した経緯がある。このため、現在進められている公募手続に必要なデューデリジェンスについては、基本的には、平成20年以降に生じた事象を対象として実施すればよく、募集要項や提案要領等の公募資料についても、既にベースとなるものがあることから、これらの点で、業務の効率化を図ることが可能となっていることが考えられる。

３点目のシステムについては、仙台市はガス局という単独の組織である一方、金沢市は、料金システムや修繕システム、マッピングシステム等については、ガス・上下水道を統合したシステムを構築しており、事業譲渡に際しては、この統合化されたシステムからガス事業のみを分離する必要があるため、そこにおける課題抽出や対応策の検討が必要なことが、仙台市には無い事項となっている。

これまで述べたとおり、本件請求の対象となっている業務委託契約については、実施要綱に基づき公平・公正に執行されているとともに、契約金額についても適正と考えられることから、請求人の主張の各理由により、公金の支出を停止する必要性はないものと考えている。

第３　監査の結果

１　事実関係の確認

⑴　本件業務委託契約の根拠となる法令等

ア　地方自治法第242条第１項では住民監査請求の対象として「普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき」は住民監査請求の対象となると定めている。

イ　金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱において、対象となる委託業務等について定められている。

ウ　金沢市委託業務公募型プロポーザル方式の実施に関する手引では金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱に基づき、公募型プロポーザル方式を実施するに当たっての事務処理上の基本的な考え方や留意事項などを示している。

エ　金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例ではパブリックコメントの手続きについて定めている。

⑵　ＰｗＣアドバイザリー合同会社との業務委託契約の概要について

金沢市ガス・発電事業の円滑な譲渡を実現するため、法務・財務・技術等専門知識の提供、民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、事業者選定及び事業引継ぎという自治体にとっては特殊な事業に係る一連の支援を実施する総合的アドバイザリー業務を受けるもの。

⑶　金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会答申の概要について

国の制度改革に伴うガス・電気の自由化の進展により、事業を取り巻く環境が大きく変化していることから、金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会設置要綱に基づいて構成された学識経験者等で金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会を設置し、金沢市のガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について検討を行い、市長に対し、「金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて『株式会社』に事業譲渡することが適当である」と答申した。

⑷　基本方針決定過程の概要について

ア　期間について

金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会の設置から基本方針決定までの経緯は以下のとおりである。

平成31年４月15日	金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会設置要綱決裁
令和元年６月10日	第１回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会
令和元年７月16日	第２回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会
令和元年８月28日	第３回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会
令和元年９月24日	第４回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会
令和元年10月８日	市長へ答申

イ　パブリックコメントについて

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例第12条では、市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更をしようとするときは、当該企画立案に係る意思決定を行う前に、当該施策の案及びこれに関連する資料を公表してパブリックコメント手続を行うものとし、意見提出のための期間は公表の日から起算して30日以上でなければならないとしている。

本公募案件については次のとおり実施している。

意見公募	令和元年11月27日
関連資料等の公表	令和元年11月27日
意見募集期間	令和元年11月27日から同年12月26日

⑸　公募型プロポーザル方式の概要

ア　本件業務委託における公募の公告から最優秀提案者決定までの経緯

金沢市委託業務公募型プロポーザル方式の実施に関する手引では実施に関する標準処理日数について、実施要領の交付開始から参加表明書の提出期限までを10日間、参加表明書の提出期限から提出者への選定通知及び企画提案書の要請までを10日から20日間、企画提案書の要請から提出期限までを40日間以上、企画提案書の提出期限から業者の特定通知までを10日から20日間で実施するとしているが、その期間は参加者の負担とならないよう注意の上、発注業務内容により適宜短縮及び延長が可能であるとしている。

本件業務委託では以下のとおり実施している。

手続開始の掲示	令和２年４月１日	
実施要領の交付開始	令和２年４月１日	12日間
参加表明書の提出期限	令和２年４月13日	
企画提案書の提出者の選定	令和２年４月15日	２日間
選定通知及び企画提案書の要請	令和２年４月15日	23日間
企画提案書の提出期限	令和２年５月８日	
企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和２年５月14日	７日間
最適提案書及び業者の特定	令和２年５月15日	
特定通知	令和２年５月15日	

イ　予定価格について

金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱第４条に規定する実施対象案件の決定については、予定価格が500万円以上のときは金沢市入札契約手続審査委員会の審議を経て、当該委託業務を公募型プロポーザル方式の実施の対象とすることの適否を決定するものとしており、本件業務委託は令和２年２月28日に同

委員会において審議がなされている。

なお、契約上限額とした２億円は、複数の業者から徴収した見積書に加え、公営企業を民間譲渡した他都市の業務内容や委託金額を参考とし、作成したものである。

２　判断

本件業務委託契約は、法務・財務・技術等専門知識の提供、民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、事業者選定及び事業引継ぎという自治体にとっては特殊な業務に係る一連の支援を実施する総合的アドバイザリー業務を受け、ガス事業及び発電事業の円滑な譲渡を実現することを目的としている。

⑴　ガス事業・発電事業の株式会社への一括譲渡の方針について

請求人は、金沢市ガス事業・発電事業の株式会社への一括譲渡について公共性・公益性の観点からの議論の不十分さやパブリックコメントのとりまとめの不適切さを指摘し、その結果、問題を残したままで、両事業の株式会社への一括譲渡の方針が決定されており、本件業務委託契約が不当なものである旨主張している。

請求人が問題がある旨主張するガス事業及び発電事業の譲渡そのものは法律上禁止されていない。

また、ガス事業・発電事業の株式会社への一括譲渡の方針については、公営事業であるガス事業及び発電事業がエネルギー市場の自由化を踏まえ、今後のあり方の検討が必要とされる中で、有識者で構成する第三者委員会である金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会において検討され、ガス事業・発電事業を併せて株式会社に事業譲渡することが適当である旨の答申を受けている。

請求人は、公共性・公益性の観点から全く不十分であった旨主張するが、株式会社への一括譲渡の方針の決定において公共性・公益性に関わる重要な事項が考慮されていないとはいえず、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、金沢市がパブリックコメントの結論を歪曲し、金沢市議会へ不正確な情報を提供した上で、一括譲渡の方針を決定したと主張しているが、パブリックコメント制度の趣旨や議会の権能に鑑みれば、請求人の主張には理由がない。

そして、令和２年３月24日には予算が可決されたことでＰｗＣアドバイザリー合同会社との業務委託契約締結の手続が進められている。

したがって、以上の点からすれば、株式会社への一括譲渡について議論の不十分さやパブリックコメントのとりまとめの不適切さを指摘し、その結果、問題を残したままで、ガス事業・発電事業一括譲渡の方針が決定されており、本件業務委託契約が不当なものであるとする請求人の主張には理由がない。

⑵　ＰｗＣアドバイザリー合同会社との業務委託契約の執行手続等について

ア　手続及び経緯について

請求人はＰｗＣアドバイザリー合同会社との業務委託契約の執行手続及び経緯について、コロナ禍の下、公表からプロポーザルの企画提案書の提出まで１か月強、審査結果の通知まで約１か月半という極めて短期間に選定が行われたため競争的で有効な募集となったのか、また、選定されたＰｗＣアドバイザリー合同会社は、少なくとも平成29年からガス事業・発電事業に関する業務委託を受注し、他社に比べて金沢市のガス事業・発電事業に関する情報を十分に手に入れているのであるから、既に事業の全体像に精通している同社が、特別な地位にあることは明らかであるので、本公募は選定先が想定されたものであり、公募としての実体がなかったのではないかと主張している。

まず、公募期間については金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱に基づき実施していること、また委託先の選定に当たっては、公正かつ適正に手続を実施するため、金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱に基づき選定委員会を設置して行い、更に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の際には、要望があれば公募スケジュールの変更等に柔軟に対応する旨知らせていたこと等を考慮すれば、公募期間の設定に妥当性を欠いているとは認められない。

また、公募期間について、金沢市委託業務公募型プロポーザル方式実施要綱に基づく金沢市委託業務公募型プロポーザル方式の実施に関する手引では、標準処理日数を約60日間とし、発注業務により適宜日数の短縮及び延長は可能となっており、他都市の同様の事案を参考に本件の場合では37日間を確保していることを考慮すれば、公募期間が不相当に短い期間であったとは認められない。

また、本市事業の経営情報や事業譲渡方針等に関する情報は、企業局ホームページにおいて公開されている事業年報や金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会資料、事業譲渡基本方針等で容易に確認することができ、当該資料を読み込めば、提案に当たって必要な分析を行うことが可能であったことや、最適提案書及び業者の特定に際しては、選定委員会において提出者が特定できないようにした上で金沢市委託業務公募

型プロポーザル方式の実施に関する手引に基づいた評価項目ごとの採点による集計の結果、最も点数の高かった者を選定していることから、ＰｗＣアドバイザリー合同会社が他社より優位な状況にあったとは認められない。

そもそも、公募型プロポーザル方式による場合、各種資産評価前の検討・調査や　事業価値評価、公募資料の作成等に係る提案は、社会通念上、各応募者（協力会社を含む。）が保有する専門知識やノウハウ、技術力に基づく提案力等により、その内容に差が生じるものであり、個別事案の情報の多寡は企画提案に大きな影響を与えるものではない。

イ　契約金額について

請求人は、ＰｗＣアドバイザリー合同会社との業務委託契約の金額が仙台市の契約金額よりも高額であることはかなり不合理であり、その積算根拠等も明らかではなく、はたして公平・公正な公募による適正な金額といえるのか、大いに疑念ありとせざるをえないと主張している。

契約金額については、複数の業者から見積書を徴収するとともに、他の公営企業が民間譲渡した際の業務内容、委託金額を参考に作成している。これについては、他都市の金額との比較は問題となるものではなく、自治体それぞれの実情があるものである。とすれば、複数の業者から見積書を徴収し、他の公営企業が民間譲渡した際の業務内容を参考に積算したことに妥当性を欠くとは認められない。

ウ　以上のことより、業務委託先選定手続は、公平・公正な公募としての条件を欠き、その高額の業務委託費の支出は、内容の適正性に関わる説明がなく、本契約の妥当性に疑問を生じさせるものであるとする請求人の主張には理由がない。

(3)　結論

以上のとおり、ＰｗＣアドバイザリー合同会社との業務委託契約が違法又は不当なものとは認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

（別紙第１）

職員措置請求書

－金沢市公営企業管理者に対する措置請求－

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

１．請求の要旨

金沢市公営企業管理者は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」にもとづき金沢市ガス事業・発電事業を「株式会社」に譲渡するとして、それを進めるための総合的アドバイザリー業務について、2020（令和２）年５月29日にＰｗＣアドバイザリー合同会社と契約額１億9,999万8,280円で業務委託契約を締結した（期間は2022（令和４）年３月31日まで）。

しかしながら、本契約は、まず、その業務が推進しようとする金沢市ガス事業・発電事業の一括株式会社譲渡について、次の問題がある。（１）両事業の株式会社への一括譲渡は、両事業の将来について、公共性公益性の観点から議論を尽くした上での結論となっておらず、検討すべき多くの論点を残したまま出発している。（２）その方針の検討・決定があまりに性急なばかりか、パブリックコメントの結果を示した「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について　パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方（回答）」は市民から提出された意見をねじ曲げ恣意的に作成された。そのようなものを議会で基本方針を説明する際に用いており、市の進め方は大変不誠実である。そして、このように内容と手続、両方で問題がある株式会社譲渡を進めるための本契約自体も、（３）コロナ禍の下強行された選考過程が公平公正な公募といいうるか、契約金額もそうした競争的な公募の結果といいうるか大いに疑念をもたれるものである。

（１）対象となった金沢市ガス事業・発電事業両事業は、ともに安定した経常利益（ガス事業８億5,755万円、発電事業２億7,000万円）をあげ、およそ百年の長きにわたり市民の共有財産であった。

しかしながら、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」の根拠とされた「金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会」の答申は、ほとんどの関心を経営の柔軟性と民営化に向け、両事業の優良性を軽視するとともに、現代の社会経済情勢と環境問題をふまえたエネルギー事業の検討として十分踏み込んだものとならなかった。その結果、公共性・公益性にかかわる重要な論点が示されておらず、市長や議会、市民が企業局の将来を考える際の視点や情報としてあまりに不十分なものである。

（２）「金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会」の設置から「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」

の決定、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」の発表は、わずか１年３ヶ月程度しかかけておらず、現在も、議会において多くの疑問点があげられ、一方、市民には充分な情報提供がなされていない。

とりわけ問題なのは、2020（令和２）年３月の議会において「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」を説明する際に、市民の理解を得ている根拠として用いられたパブリックコメントの意見収集の方法と整理集計の仕方である。特に、整理集計方法には重大な瑕疵がある。パブリックコメントの結果として議会や市のホームページに示された「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について　パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方（回答)」は、寄せられた意見を恣意的に分類して株式会社譲渡への反対が少なく、多くは疑問を持たないか賛同しているかのように誘導した虚偽の資料である。これも、議会や市民の判断を左右する重要な資料であり、それが恣意的誘導的な方法で作成されたことは看過できない問題である。

（３）さらに、総合的アドバイザリー業務の委託先選定にあたっては、コロナ禍の下で極めて性急に進められ、公募の形態をとりながらＰｗＣアドバイザリー合同会社と他社が同等の条件で競争できたとは言いがたく、その落札価額も根拠が明確でなく、公平・公正な公募による適正価格と言えるか、疑問を持たざるを得ない。

総合的アドバイザリー業務委託契約締結は、「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」実施のために行われたものであるが、そもそもの株式会社への事業譲渡という方針が、上述の（１）（２）のように、その公共的妥当性に多大な疑問を残し、方針決定の際の手続き的正当性についても疑念を強く抱かせるものである。そして、業務委託先選定手続きは、（３）のように、公平・公正な公募としての条件を欠き、その高額の業務委託費の支出は、内容の適正性に関わる説明がなく、本契約の妥当性に疑念を生じさせるものである。

このように不当な支出を行うならば、請求者の収めた税が無駄になる。

以上の点から、ＰｗＣアドバイザリー合同会社との業務委託契約にもとづき2020年度末に予定されている公金支出を停止するよう請求する。

２．請求者

住所　金沢市額谷３丁目19番地　ヴィラージュ102号
氏名　碇山　洋
住所　金沢市牧山町ホ６番地
氏名　柴田　あかね
住所　金沢市泉本町１丁目123番地
氏名　木綿　隆弘
住所　金沢市小立野１丁目５番１号　小立野センチュリー406号
氏名　澤　桂子
住所　金沢市旭町１丁目５番28号
氏名　直江　俊一
住所　金沢市田上本町３丁目133番地１
氏名　中野　真紀子
住所　金沢市光が丘２丁目180番地
氏名　中谷　裕也

地方自治法第242条第１項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

2020（令和２）年11月２日

金沢市監査委員　御中

請求理由の詳細

要旨で概略を説明した３点について、詳細を述べます。

⑴　「金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会」答申の問題点

「金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会」(以下、「検討委員会」）の議論と結論は、公共性・公益性の観点から自治体のエネルギー政策とエネルギー事業発展の関係性、意義、可能性を検討するという点において、まったく不十分であった。

「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」(以下、「方針」[別紙２]）の元となった「検討委員会」の答申、「金沢市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について（答申)」(以下、「答申」と呼ぶが、これによって「答申書」と「答申書別紙」の両方を指す。[別紙１]）は、両事業の当面の優良性を軽視し、公営企業法による

制約を強調し、根拠の乏しい理由で公営企業の役割の希薄化と公営企業としての経営継続の困難を主張した。そして、目的を明示することなく経営の柔軟性を第一義的に重視し，ガス事業・発電事業の一括民営化（株式会社への事業譲渡）を結論とした。この「答申」には、両事業を公共性・公益性の観点から検討し、それらの今後を考えるという視点が欠落している。

もっとも、「検討委員会」内では、自治体エネルギー政策の重要性とそれへの公企業の新しい役割や可能性を視野に入れるべきとする意見が出されていた（2019（令和元）年８月28日第３回委員会議事録の佐無田委員発言［別紙８]）。にもかかわらず、それらを生かして、ドイツのシュタットベルケのような総合的公企業形態の意義と可能性を深く追求することはせず、留意事項（１）に地域エネルギーのあり方に対する市の責任が抽象的な文言で書き込まれたに過ぎなかった［別紙１]。

両事業は、ともに安定した経常利益（ガス事業８億5,755万円［別紙５]、発電事業２億7,000万円［別紙６]）をあげており、およそ百年の長きにわたり市民の共有財産として、地域エネルギーシステムの一端を担ってきた。このような事業の将来を検討するにあたっては、「検討委員会」は、両事業を今日のエネルギーに関わる状況（「答申」が取りあげた自由化の動向のみならず、温暖化・資源問題、自治体エネルギー政策や公企業の動向など、多面的な意味）においてどのように位置づけるかを論じ、その上で、エネルギー政策上の目指すべき（あるいは、考えられる）目標・目的の明示と、それを実現する手段としての経営形態に関わる論点を示すべきであった。委員会内で目的や課題に関する一致がみられなかったのなら、複数の目的・課題をあげそれぞれに関して手段としての事業の在り方を論じ、それぞれの枠組みにおける経営形態の議論を整理することで、「検討委員会」の結論とすべきであった。

このように、「答申」は、目的を明示せず、柔軟性という手段的基準を重視して企業局エネルギー部門の一括民間譲渡を結論とした。しかし、目的としての公共性・公益性の観点から自治体エネルギー政策とエネルギー事業発展を展望し、市長・議会、市民が理解と議論を深めるための資料とするためには、「答申」には、次の１）～６）に関する検討内容が示されるべきであった。

１）ガス事業民間譲渡にかかわる問題点について

ガス小売の自由化は家庭用にも拡大されたが、金沢市の場合、ガス導管が市外エリアと広域的に接続される可能性は低く、都市ガス小売への競争的参入もまたやすやすと進む状況にない。その場合、民間譲渡によってガス供給の地域独占体が形成される可能性が高く、期待するサービス向上が実現されうるのかが問われ、また、独占体をどのように管理するかが論点となるはずである。

この点について、「答申」は、留意事項の（３）（４）で「市民の安心安全」の確保をあげているものの、非競争的市場と独占体がどのような問題をもたらしうるか、市はどのようにコントロールすべきかについて、市長や議会、市民の検討や判断の元となる知見を示していない［別紙１]。また、「検討委員会」においても、ガス事業を市営で行ってきた理由は明確ではなく、経済学の常識である独占の弊害に対する公的関与の意義について検討した様子が見られない（2019（令和元）年７月16日第２回検討委員会議事録４～５頁［別紙７]）。

また、経営が悪化した場合については、検討の際の経営形態の検討資料（2019（令和元）年８月28日第３回委員会資料４［別紙９]）において、コンセッション方式では「導管を市、小売を民間に分離すると、エネルギー間競争により民間経営が悪化した場合、再公営企業化等の可能性がある」とし、株式会社では「経営破綻しても、法律上の市の責任は出資額の範囲内」と整理した程度である。不採算部門が切り捨てられたことは鉄道の民営化等の多くの経験が語っており、公共性公益性の面で問題なのは、市が悪化した経営の最終的な引き受け手にならざるをえないのかどうかではなく、市民生活の維持が保障されるかどうかのはずであった。「検討委員会」における検討も「答申」も、ガス供給の安定性をどのように保障するかにふれられておらず、留意事項の「市民の安心安全」にかかわる検討は具体性を欠いている。

２）水力発電事業の将来的優良性について

金沢市は、これまで企業局が誇りにしてきたように、市営企業として唯一自前の水力発電を有する自治体である［別紙11]。水力発電によって生み出された電力は長期契約を結んで北陸電力に販売してきたが、この契約終了後は、電力自由化に伴い、販売先を競わせ価格交渉することが可能となる。何故なら、再生可能エネルギーによる電力は社会的意義が高く、結果、需要も見込まれることから、環境的価値を上乗せして販売でき、将来性が高いからである（例えば、中山琢夫「No.171 公営ガス・発電事業の民間譲渡問題」５頁［別紙　参考１]。また、『地域エネルギー政策に関する提言－自然エネルギーを地域から拡大するために－』17頁［別紙　参考２]）。

つまり、水力発電事業は、現在優良経営であるだけでなく、今後収益性を向上させることが見込まれ、そのこ

とを通じて市の再生可能エネルギー事業展開を牽引していく可能性をもっている。「答申」には、高い将来性を有し、ＳＤＧｓの課題に応える先進的看板事業ともなりうる水力発電部門を何故みすみす手放すのか、説得力ある理由が示されていない。

それぱかりか、「答申」の理由（４）（そして、市の「方針」３頁）では、地産地消を取りあげ、公営ではできないが民営化することで可能となるという事実でない説明を行っている［別紙１］、［別紙２］。この点は４）で再度ふれる。

３）株式会社化の際の市の出資比率について

「答申」は、株式会社化を結論とするにあたり、経営の柔軟性を強調し、市民の利益として附帯サービス（ガスと電力のセット販売によるサービス向上）の実現をあげている（「答申」の理由（１）［別紙１］）。しかし、示さなければならなかったのは、エネルギー部門の公共政策上の課題・目的に対する諸経営形態の特徴、限界・優位性であった。具体的には、ここで取りあげている独占の弊害、エネルギーと地域経済、エネルギーと住民生活・福祉、再生可能エネルギーの将来性、地球温暖化への対処、エネルギー政策のあり方、公共サービスの総合的経営体の可能性などの諸論点をあげて、経営形態ごとの優位性や問題点を整理する必要があった。

したがって、株式会社化を提案するとしても、公共政策上の目的と、目的実現のために株式会社が適している理由と限界・注意点、そして目的追求にふさわしい出資比率が示されなければならなかった。市の公共政策上の目的に応じて株式取得率は異なるのであり、例えば、再生可能エネルギー事業の発展やエネルギー供給の安全性・安定性確保のため、市が100％出資することも考えられる。「答申」はこの点に触れていないが、市長、議会、市民の議論・理解を深める資料としての役割を果たすために、本来、公共政策上の位置づけと出資比率の提案を対にして、複数の案を示すべきであった。

10月６日に公開された「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」では、事業譲渡における金沢市の出資比率は３％以上10％未満とすることが示された［別紙12］。この数値は「答申」において株式会社譲渡の公共的目的が明らかにされなかったことと対をなして、市の出資を最低限におさえ、公的関与の意義と効果が不明瞭なものとなっている。このような事業譲渡をやすやすと進めることは、将来に禍根を残す可能性が高い。

４）自治体エネルギー政策と地域経済・地域生活について

「答申」は、公営企業の役割の終わりを宣言する一方で、留意事項（１）で金沢市に対し地域エネルギー政策のあり方に責任を持つよう求めはしたが、具体的な踏み込みはない［別紙１］。これは、今日の「自治体エネルギー政策」の重要性からすると、大変不見識である。

今日、自治体エネルギー政策は、地域経済と地域生活にかかわって、次のような新たな意義と役割を獲得している（温暖化政策に関連する意義は５）で述べる）。

エネルギーは多くの地域経済において移入型の財であり大量の所得流出を招いている（例えば、環境省中央環境審議会地球環境部会「長期低炭素ビジョン参考資料」（2017年３月）76頁（地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の観点）［別紙　参考３］）。自治体エネルギー政策の目的の一つは、この流出所得を地域経済に取り戻すことであり、この政策は地域所得形成（付加価値創造とも言う）に直結する重要な役割を果たしうる（例えば、諸富徹編著『入門　地域付加価値創造分析　再生可能エネルギーが促す地域経済循環』日本評論社、2019）。

また、民間任せの再エネ開発は、地元への所得還流や技術・知識の蓄積の保障がないだけでなく、景観や騒音などの環境問題等による住民とのトラブルも招きかねない。また、猛暑による熱中症被害から市民を守るために電気料金の未納者もカバーした電力アクセス保障ルールなども検討する必要があろう。

このように、エネルギーシステムに対する公共の関与については、今日の文脈において、一層の誘導や調整が求められる。自治体エネルギー政策の今日的可能性と課題を明確に示した上で、企業局や市のエネルギー関連事業が果たしうる役割を検討し、経営形態の在り方を提案すべきであった。また、「答申」提出後の現在、コロナ禍からのグリーンリカバリーも大きな動きとなっており（例えば、「グリーンリカバリーの奔流　脱炭素で飛躍する企業は」2020/10/4 2:00|日本経済新聞　電子版）、自治体が脱炭素・再生可能エネルギー普及によって地域社会を立て直す自治体エネルギー政策の意義・役割はますます高まっている。

５）深刻化する地球温暖化問題と自治体エネルギー政策・公企業の役割について

そこで、自治体エネルギー政策の意義を、温暖化対策の面から改めて指摘しておきたい。環境・エネルギー政策にとって、温暖化対策の促進と脱炭素化は喫緊の課題である。緊張感を持って早急に進めるべきこの課題に対し、「答申」は、２）で述べたように、株式会社への譲渡が再生可能エネルギーの地産地消等の実現を可能とするとし、市に関しては、４）で述べたように、エネルギー政策に責任があると述べるにとどまった。

そして、水力発電事業について、２）で述べたように、市が主体となる再エネ事業の多元的展開の軸になりうることをまったく無視し、同時に、再エネ普及において公（営）企業が果たしうる役割についてふれずにすませてしまった。

しかしながら、株式会社への譲渡が再エネ地産地消の実現を可能とするという主張は、事実に反し、かつ譲渡による可能性を示唆したにすぎないとともに、今日における自治体エネルギー政策の意義を再生可能エネルギーの地産地消に矮小化するものである。

企業局の卸売電では地産地消ができない、株式会社に譲渡すれば地産地消ができると言うのは、論理の飛躍である。公共政策として再生可能エネルギーの地産地消を進めるのであれば、そのための地域エネルギーシステムを形成することになる。新たなエネルギーシステムの中で企業局発電部門が重要な役割を果たす道もあるし、その中心に株式会社形態の組織をおくのであれば、事業内容を詳細にわたって吟味し「地域新電力」としての活躍を確実なものにしなければならない。そうした制度設計の必要を示さず、「答申」（そして「方針」）のような形で見直しの根拠としたことは、事実誤認か悪質な誘導である。

また、自治体エネルギー政策にとって、地産地消は入り口にすぎず、４）で述べた課題に挑戦するとともに、効果的な温暖化対策の実施に踏み出すべき時がきている（例えば、『地域エネルギー政策に関する提言―自然エネルギーを地域から拡大するために―』の「提言のポイント」、17頁［別紙　参考２］）。

政令指定都市などの場合、都市政策として温暖化対策・脱炭素化を進めるためには、需要側管理を組み込んだ再生可能エネルギー普及策が必要である。また、都市が再生可能エネルギーへの転換に真摯に取り組むならば、隣接地域を含む再エネ開発を誘導することが必要である。つまり、金沢市の場合、需要抑制策を組み込んだ脱炭素化政策と、広域的な再生可能エネルギーへの転換を進める政策がなければ温暖化対策として意味がない。そして、金沢市が真剣に取り組むことで、周辺自治体を巻き込んだ再生可能エネルギー転換の推進が可能となりうるのである（例えば、『地域エネルギー政策に関する提言―自然エネルギーを地域から拡大するために―』17頁［別紙　参考２］）。

そして、自治体が積極的な再エネ推進政策をとる場合、公企業を有効な手段として活用することが始まっている。そうした例の一つが、ドイツのシュタットベルケである。例えば、シュタットベルケ・ミュンヘンは、150万人の大都市ミュンヘン市が所有する公企業であり、ガス・地域熱供給・再生可能電力といったエネルギー部門とともに、水道、公共交通、温浴場といった多部門経営を展開している。ミュンヘン市は、2009年に2025年までに同市の全電力需要を再生可能エネルギーによる電力でまかなう目標を立て、2015年には中間目標であった全世帯とトラム・地下鉄への再エネ電力供給100％を実現している。シュタットベルケ・ミュンヘンは、こうした野心的な政策実現のために、ヨーロッパに広く再エネ発電所を建設し、市内における地熱ＣＨＰ（熱電併給システム）事業などを展開している（英語版ＷＩＫＩＰＥＤＩＡのStadtwerke München［別紙　参考４］。また、シュタットベルケ・ミュンヘンのホームページはhttps://www.swm.de。）。

シュタットベルケ・ミュンヘンは最大手の事例であるが、様々な規模のシュタットベルケが地域の生活と経済を支えながら再生可能エネルギー普及を担っており、金沢市企業局の将来を考えるに際して、このような展開は大いに参考にすべきであった。

６）自治体の地域運営と市民生活等とのかかわりにおける意義や可能性

『金沢市企業局経営戦略2016』は、公共サービスの総合ライフラインとしての位置づけを明示していた（同７頁［別紙10］）が、今回の「答申」はこのような視点を完全に欠落させている。

経済成長期に追求されてきたのが「規模の経済」であったのに対し、人口減少期に入った21世紀の視点として「範囲の経済」が注目されるようになっている。「範囲の経済」は、公企業で言えば、公共サービスの提供に際し多部門経営をとることで、収益性の高い部門が低い部門を支え住民サービスの向上を図るといった視点である。

「検討委員会」が人口減少など企業局経営環境の悪化を前提するなら、公共サービスを成り立たせるための、このような多部門経営の意義に関わる検討もなされるべきであった。５）で紹介したシュタットベルケも、多部門経営による地域サービス提供によって公企業経営の安定と住民福祉向上を実現している。

この観点は、第１回の「検討委員会」の席上、委員から言及がなされていた［別紙４］にもかかわらず、その意味するところを確認した形跡もない。企業局が立てていた「経営戦略2016」の公共サービス総合ライフライン供給の視点を発展させた場合、どのような将来像を描くことができるのかという点は、市長・議会・市民の判断に多いに貢献する知見となりうる。この点を議論することなく、企業局の解体再編に話を短絡させてはならなかった。現段階において優良なエネルギー部門を切り売りすることは、市民の共有財産のひとつを失うだけでなく、

企業局が多部門経営型の総合地方公企業として発展する道をとざすものである。

以上、６点、主としてエネルギーに関わる側面から「答申」の問題点を指摘した。論点提示の不十分な「答申」にもとづいて「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」が提起されたが、進行中の事業譲渡は、ＳＤＧｓを追求するに際しての金沢市の優位性を損ない、発展可能性を狭めるものである。十分な検討なく進められている株式会社への譲渡を中止し、両事業の将来について、時間をかけて多面的に検討し直すべきである。

⑵　ガス事業・発電事業の株式会社譲渡方針決定過程およびパブリックコメントにおける瑕疵・問題点

１）株式会社譲渡方針決定過程における問題点

金沢市企業局は2016（平成28）年３月、事業環境の大きな変化が予想される中で、ガス・水道・発電等の事業を総合的に担う総合ライフライン事業者として、10年という長期のスパンで健全な経営を維持発展させていくため、「金沢市企業局経営戦略2016」を策定した［別紙10］。その３年後、2019（令和元）年６月に電力やガスの自由化の進展を理由として「金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会」（以下、「検討委員会」と略称）が立ち上げられ、同年10月には両事業を株式会社へ譲渡することが適当であるとする答申がなされた。「検討委員会」ではわずかに４回の審議（実質的には３回）で、約３か月という短期間のうちに、企業局の長期経営戦略との突き合わせもないままに、あまりにも急激・唐突な方針転換が「金沢市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について（答申）」（以下、「答申」）として示された［別紙３］。

翌年2020（令和２）年３月には、この「答申」にもとづいて「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」が策定され［別紙13］、議会に示された。そして、2020（令和２）年10月６日には「金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項」［別紙12］が発表され、両事業を承継する民間事業者の選定手続に入ろうとしている。

一連の過程を見ると、あまりに短期間に、充分な議論を尽くすことなく方針を決定し、手続きを進めていると言わざるを得ない。このような性急な決定過程で、およそ百年の長きにわたり市民の共有財産であった両事業を株式会社へと一括譲渡し民営化することは、（１）で指摘した諸点などに関わって将来問題を生みかねないとともに、議会や市民の合意を十分得ているのかという点で大いに疑問がある。

２）パブリックコメントにおける瑕疵

金沢市はこの両事業の譲渡案について市民に直接に意見を求めるパブリックコメントを実施した［別紙14］［別紙15］。

本件パブリックコメントは、市議会建設企業常任委員会において、「パブリックコメントでの意見を踏まえながら検討を進め、今年度内に基本方針を策定していく予定である」（2019（令和元）年11月７日［別紙22］）、「あり方検討委員会の答申やこれまでの議論、パブリックコメントの結果等を踏まえ、金沢市ガス事業・発電事業は、両事業を併せて金沢市内に本社を置く新設の株式会社に事業譲渡するものである。」（2020（令和２）年２月12日［別紙23］）と説明されており、ガス・発電事業の株式会社への譲渡方針の正当性を主張するにあたって、きわめて大きな意味をもつものであった。したがって、その設計、意見収集、整理集計などプロセスのすべてにおいていささかの不備もあってはならない。しかるに、本件パブリックコメントには、以下のように重大な瑕疵および問題がある。

ⓐ　意見収集に際しては、市ガス利用者と関連業者のみ直接郵送で意見収集を図ったが、両事業が全市民の共有財産であるにもかかわらず、それ以外の市民に対してはウェブサイトに記載があるのみで、積極的に意見を収集しようという姿勢はみられなかった。この結果、郵送で告知されなかった市民には、郵送された者と同等の意見表明の機会が与えられず、不公平が生じた。本来、パブリックコメントは、市民全体に広く意見を求め、それを正確に把握するべきものである。市民に広く公平な意見表明の機会を提供せず不公平な状態を生み出したことは、本件パブリックコメントにおける重大な瑕疵である。

ⓑ　実施時期・期間は、2019（令和元）年11月27日からの１か月のみで［別紙15］、パブリックコメントの最低条件を満たすとはいえ、市民が多忙な年末に実施したことは、市民の参加しやすさへの配慮に欠けている。

ⓒ　極めて重要であり不当であったのは、このパブリックコメントの回答を整理集計するに際して、意図的としか言いようのない事実を歪曲する操作が行われたことである。

そもそもこのパブリックコメントは、提案資料「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について」［別紙16］に対し意見を求める際に、「該当箇所　項目等どの部分かわかるように記入してください。」「ご意見」の欄があるのみで［別紙17］、単純な賛否を問うものではなかった。

にもかかわらず、回答の整理集計においては、①検討案推進、②公営維持、③不明・意見なし等という三つの枠組みをあとになって一方的に設け、意見提出数701名を①259名、②179名、③263名に分類した［別紙

18]。

賛否を問うたものでなかったにもかかわらず、あたかも問うたような形でまとめたこと自体問題であるが、賛否の分類に際し、次のように、意見提出者の意思とは異なるものに意見を分類する操作を行っている点は、市民や議会をミスリードするもので極めて悪質である。

まず、①検討案推進が多数を占めるような結果とされているが、市民グループ「企業局が民営化するってさ」がそれぞれの意見の内容を精査したところ、③不明・意見なし等に分類された意見の中には多数の「反対」「懸念」「疑問」を表明しているものが見られるばかりか、①検討案推進の意見の中にも「反対」や「疑問」を唱える記述が少なからず存在することが判明した。

さらに重大なことは、ガス事業、発電事業の譲渡の一方のみに反対と記した意見を③不明・意見なしに分類したことである。「一方への反対」は明確な意見であり、このような分類は、株式会社への譲渡に反対する意見がほとんどないかのように見せるきわめて悪質な操作である。詳細については、「企業局が民営化するってさ」が作成したチラシ［別紙19］、金沢市が③不明・意見なし等に分類した提出意見の「企業局が民営化するってさ」による分析［別紙20］、金沢市が③不明・意見なし等に分類した提出意見の写し［別紙21］を参照されたい。

市議会建設企業常任委員会（2020（令和２）年２月12日）において、「意見の大要をわかりやすく把握するため意見者の状況をまとめたところ、検討案の推進を求める人が公営維持を求める人よりも多い状況となっている」［別紙23］との説明がなされたが、この説明は虚構の上に立ち、議会での議論と結論を誤らせる悪質なものである。

(d)　既に述べたように、そもそも本件パブリックコメントは、「この度、ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討案をまとめましたので、市民の皆様からご意見を募集するものです」（「意見公募の要旨」［別紙15]）とされているのみで、意見記入用紙［別紙17］に賛否を記入する欄はなく、応募する市民に賛否を問うものになっていない。すなわち、賛成・反対の意見をもっていてもその記入を求められていると受け止めなかった市民が少なからずいたものと推認される。今回の場合、寄せられた意見を賛否で分類すること自体が根本的な誤りであり、本件パブリックコメントの決定的な瑕疵である。

意見収集・整理集計の両段階において上述のような瑕疵をおかしている本件パブリックコメントは、市民の意見を集め政策に正確に反映させるという最も重要な点において、まったく意味をなさないものである。

このような民意の歪曲の上に、本年３月に市として「金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針」を確定し、同月、市議会において両事業譲渡準備のための関連予算が承認された。そして、その一環として、４月、５月にアドバイザリー業務委託先を選定し契約を締結したが、その不当性については次に述べる。

(3)　ＰｗＣアドバイザリー合同会社とのアドバイザリー業務委託契約の不当性について

１）手続き及び経緯

金沢市は、ガス事業及び発電事業の円滑な譲渡を実現するための総合的アドバイザリー業務を行う業者を、公募型プロポーザルによって選定した。その主なスケジュールは下記の通りであった［別紙24]。

実施要領の公表	2020（令和２）年４月１日（水）
参加表明書の提出期限	2020（令和２）年４月13日（月）
企画提案書の提出期限	2020（令和２）年５月８日（金）
ヒアリングの実施	2020（令和２）年５月14日（木）
審査結果通知	2020（令和２）年５月15日（金）
契約締結	2020（令和２）年５月29日（金）

このように進められた公募による選定には、次の点で大いに問題がある。

まず、この時期はコロナ禍の下、不要不急の外出、県境を越えた移動が制限されていた時期であり、企業活動はじめあらゆる社会活動が著しく制限された時期であった。そうした中で、公表から企画提案書の提出まで１ヶ月強、審査結果の通知まで約１ヶ月半という極めて短期間に選定が行われた。ヒアリングの実施にあたっては電話及びビデオ通話等の遠隔での参加も認められたが、応募がわずかに３社にとどまったように、そもそも企画提案書の作成等の業務自体に多くの困難を伴ったことが推測される。このような、公募を行う条件が整っていない状況下に公募を強行し、果たして競争的で有効な募集となったのか、甚だ疑問である。

二点目は、今回の公募型プロポーザルは、先に選定先が想定された、公募としての実体のないものだったので

はないかという点である。選定されたＰｗＣアドバイザリー合同会社は、少なくとも2017（平成29）年から業務委託により両事業に関する各種の調査研究を実施し［別紙25］、2018（平成30）年には経営形態に関する調査報告書の作成を随意契約にて1,579万9,320円で受注しており［別紙26］、他社に比べて本市ガス事業・発電事業に関する情報を十分に手に入れている。既に事業の全体像に精通している同社が、本公募において特別な地位にあることは明らかである。この点と上述の日程は、今回の選定過程の実体が、公募といいがたいものであったのではないかという強い疑念を生じさせる。

また、第三に、ヒアリングの翌日に審査結果の通知が行われるという、通常の手続きではおよそ考えられないような日程であったことも、公募といいながら公募とは言いがたい過程で決定されたのではないかという疑念を強めさせるものである。

どのような形で審査がなされたのか、その内実が明らかにされていないこともあり、これらコロナ禍の下での強引な募集、選定されたＰｗＣアドバイザリー合同会社の特別な地位、通常考えられない短期間での結果通知は、選定過程の客観性・公平性に対する不信感を高めるものである。

２）契約金額

落札されたアドバイザリー委託業務費は、2020・2021（令和２・３）年度で合計１億9,999万8,280円であった［別紙27］。予算として計上された事業譲渡アドバイザリー業務委託費は２億円であったが［別紙28］［別紙29］、落札額はほぼその上限に達していて果たして業務内容と金額について詳細な審査・精査がなされたのか疑問である。

金沢市とほぼ同時期にガス事業の民営化を進めている仙台市の場合もアドバイザリー業務委託を行っているが、その契約額は2019（令和元）年度１億円、2020（令和２）年度7,700万円、合計１億7,700万円であった［別紙30］。

仙台市の場合、2021（令和３）年度の金額は未定であるが、２年間の総額だけをみれば、金沢市の方が約2,300万円高いことになる。これに金沢市が準備的調査として依頼した2018（平成30）年度の業務委託費を含めれば、その差は3,800万円以上ということになる。確かに金沢市は仙台市と異なり発電事業を有している。その分、業務量が増加する可能性は否定できない。しかしながらガス供給戸数、ガス販売額等を比較すれば、仙台市の事業規模の方が遙かに金沢市より大きいといえる［別紙31］。またその資産価値は、例えばその固定資産額だけを比較しても、仙台市ガス事業［別紙32］は金沢市ガス・発電両事業（金沢市のガス事業固定資産額については［別紙33］、両事業の合計額については［別紙２］の６頁参照）よりはるかに大きい。さらに仙台市の場合、液化天然ガス（ＬＮＧ）を自前でマレーシアから調達し、天然ガスを新潟からパイプラインで常時受け入れている［別紙34］。

このように仙台市ガス事業と金沢市のガス・電力事業の事業規模、資産価値、業務形態を比較すると、仙台市のアドバイザリー業務の方が作業量と複雑さにおいて勝ることが容易に想定される。したがって、金沢市のアドバイザリー契約金額が仙台市のそれよりも高額であることはかなり不合理であり、その積算根拠等も明らかではなく、はたして公平・公正な公募による適正な金額といえるのか、大いに疑念ありとせざるを得ない。

事実証明書

事実証明書を別紙として添付します。「請求理由の詳細」の中で［別紙○］［別紙　参考○］としたものと対応しています。

添付する別紙の一覧は以下の通り

別紙１

「「金沢市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について（答申)」の答申書（写）・答申書別紙（写）

別紙２

『金沢市ガス事業・発電事業譲渡基本方針　令和２年３月　金沢市』

別紙３

金沢市企業局ホームページ＞ガス・発電事業の譲渡について＞金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会の概要

別紙４

2019（令和元）年６月10日第１回検討委員会議事録の佐無田委員発言７頁

別紙５

2019（令和元）年６月10日第１回検討委員会資料　金沢市ガス事業の概要６頁

別紙６

2019（令和元）年６月10日第１回検討委員会資料　金沢市発電事業の概要５頁
別紙７
2019（令和元）年７月16日第２回検討委員会議事録の高橋委員長発言と委員の応答４～５頁
別紙８
2019（令和元）年８月28日第３回委員会議事録の佐無田委員発言２～５頁
別紙９
2019（令和元）年８月28日第３回委員会資料４
別紙10
『金沢市企業局経営戦略2016』表紙、１頁～２頁、７頁、奥付
別紙11
金沢市企業局のホームページ＞施設のひみつ＞発電
別紙12
『金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する募集要項　令和２年10月　金沢市』表紙、１～４頁
別紙13
金沢市企業局ホームページ＞ガス・発電事業の譲渡について
別紙14
金沢市企業局ホームページ＞事業譲渡についてのお知らせ＞ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討にかかるパブリックコメントの実施について
別紙15
金沢市ホームページ＞パブリックコメント＞パブリックコメント手続（意見公募手続）案件一覧＞意見公募案件　令和元年度第４回　公募案件の詳細
別紙16
パブリックコメントを実施する際の資料「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について」
別紙17
パブリックコメントの意見記入用紙
別紙18
金沢市によるパブリックコメントのまとめ「ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について　パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方」
別紙19
「企業局が民営化するってさ」・ガス事業・発電事業のあり方を考える市民の会「意図的な誤読による民意改ざん？…都市化思えないような事例が続々と」
別紙20
金沢市が「不明・意見なし等」とした提出意見に対する「企業局が民営化するってさ」による分類
別紙21
金沢市が「不明・意見なし等」とした提出意見の写し
別紙22
2019（令和元）年11月７日市議会建設企業常任委員会記録
別紙23
2020（令和２）年２月12日市議会建設企業常任委員会記録
別紙24
金沢市企業局ホームページ＞ガス・発電事業の譲渡について＞金沢市ガス事業・発電事業譲渡アドバイザリー業務について
別紙25
・2017年３月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「平成28年度金沢市ガス事業長期戦略研究調査業務委託報告書Ｄｒａｆｔ」　表紙
・2017年10月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「ガス事業ＰＥＳＴ分析報告書」Ｄｒａｆｔ　表紙
・2017年10月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「金沢市ガス事業他社分析報

告書」Ｄｒａｆｔ　表紙
・2017年11月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「金沢市ガス事業自社分析報告書」Ｄｒａｆｔ　表紙
別紙26
・2018（平成30）年11月30日付け「委託業務結果報告書」
・2018年11月付ＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料　ガス事業編」表紙
・2018年11月付けＰｗＣアドバイザリー合同会社公共事業部ＰＰＰ・インフラグループ「金沢市ガス事業及び発電事業経営形態等検討支援業務委託最終御報告資料　発電事業編」表紙
別紙27
ＰｗＣアドバイザリー合同会社との委託契約書
別紙28
2020（令和２）年度金沢市当初予算より「９．企業局部門」(283頁)
別紙29
2020（令和２）年２月27日付け「2020年度当初予算案から　ガス・発電事業譲渡へ準備室　金沢市、コンサル料は２億円」北國新聞記事
別紙30
・仙台市のガス事業民営化に関する仙台市議への照会に対するメールでの回答
・同　2020（令和２）年度仙台市アドバイザリー業務委託契約の内容についての回答
別紙31
「仙台市ガス事業の概要　仙台市ガス局　令和元年７月22日」より９～11頁（https://www.gas.city.sendai.jp/top/privatization/uploads/06_gaiyou.pdf)
別紙32
令和元年度（2019年度）仙台市ガス事業固定資産
別紙33
「令和元年度　金沢市事業貸借対照表（令和２年３月31日)」
別紙34
『仙台市ガス事業の概要　2019』３頁（「都市ガスの製造と供給」)
（仙台市ガス局のホームページ＞仙台市ガス局について＞仙台ガス事業の概要2019)
別紙　参考１
中山琢夫「No.171公営ガス・発電事業の民間譲渡問題」（京都大学経済学研究科　再生可能エネルギー経済学講座のホームページ＞コラム一覧＞No.171公営ガス・発電事業の民間譲渡問題)
別紙　参考２
自然エネルギー財団『地域エネルギー政策に関する提言－自然エネルギーを地域から拡大するために－』表紙と「提言のポイント」、17頁
別紙　参考３
環境省中央環境審議会地球環境部会『長期低炭素ビジョン参考資料集』(2017年３月）79頁（地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の観点）(https://www.env.go.jp/press/103822/105478.pdf)
別紙　参考４
英語版 ＷＩＫＩＰＥＤＩＡ の Stadtwerke München

以上

令和２年(2020年)12月28日　印刷　発行人　金　沢　市
令和２年(2020年)12月28日　発行　発行所　金沢市役所
定価　120円　印刷所　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　(株)共栄